



## 吹田市監査委員告示第 4 号

### 吹田市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和元年 5 月 30 日に請求人（略）から提出された標題の監査請求について同条第 4 項の規定により監査を執行しました。この監査結果について、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和元年 7 月 26 日

(2019 年)

吹田市監査委員 岡 本 善 則

吹田市監査委員 谷 義 孝

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和元年 5 月 30 日に提出された吹田市職員措置請求について監査した結果、本件政務活動費の広報費に係る請求の一部に理由があると認められるため、同条第 4 項の規定により勧告し、その余の広報費に係る請求及び研修費に係る請求については棄却し、その余の請求については却下します。

### 記

#### 第 1 請求の受理

この請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、令和元年 5 月 30 日付けでこれを受理しました。

#### 第 2 請求の内容

- 1 請求書に記載された監査委員に対して請求する必要な措置は、次のとおりです。

(原文のとおり)

## 吹田市職員措置請求書

### 1. 請求の要旨

#### 第1 請求の趣旨

1) 吹田市議会会派吹田新選会に所属する後藤恭平および石川勝、以前に当会派に所属していた足立将一に対し政務活動費 975,610 円の返還請求権を行使するよう吹田市長 後藤圭二ならびに吹田市副市長 春藤尚久に勧告すること

2) 吹田市議会会派吹田新選会に所属する後藤恭平、石川勝および有澤由真、以前に当会派に所属していた足立将一が違法に政務活動費を支出することを防止するための必要な措置を講じることを吹田市長 後藤圭二ならびに吹田市副市長 春藤尚久に勧告することを吹田市監査委員に請求する。

なお、政治への信頼を謳って選挙で当選した足立将一は、違法な政務活動費の支出を指摘され、訴訟予告をされたのにもかかわらず、政務活動費の返還に応じなかったことから、監査結果に関わらず、途中で政務活動費の返還をせずに、自身の発言と行動に責任を持って法廷の場に立ち、大阪地方裁判所、場合によっては大阪高等裁判所によって公然と裁かれることを選んで欲しい。

#### 第2 請求の原因

1) 吹田市議会会派吹田新選会（以下、「本件会派」）は、以下①～③の財務会計行為を行った。

①平成 30 年（2018 年）2 月 1 日付および 3 月 1 日付で、足立将一（以下、「足立」とする）及び石川勝（以下、「石川」とする）の研修費としてイシキカイク大学第 1 期通信コースの講座受講費用計 80,000 円を政務活動費から支出した。

②平成 30 年（2018 年）3 月 30 日付で、広報費として会派通信 吹田新選会通信 vol. 35（以下、「本件ビラ 1」とする）の印刷代 620,978 円ならびに同通信 vol. 36（以下、「本件ビラ 2」とする）の印刷代 652,687 円を政務活動費から支出した。

③平成 29 年（2017 年）度、広報費として本件会派ホームページ管理更新サービス料及び振込手数料 32,832 円を毎月政務活動費から支出した。12 か月の合計金額は 393,984 円である。

④平成 29 年（2017 年）4 月 1 日付で、広報費としてクリエイティブクラウド年間利用料 64,540 円を政務活動費から支出した。

#### 2) 財務会計行為①の違法性について

当支出の支払い伝票の摘要欄には、「インテリジェンスから見るテロ事件の背景：誰が得をしているのか？ 進化成長曲線と脳の発達～真実の世界と錯覚の世界 等」、「インテリジェンスから読む武器と資金の流れ：誰がテロ組織を支援しているのか？ 成長とステージ理論 前編 世界の華人華僑と新移民の問題 食を改めれば個人が変わり、国全体が変わる 等」と記載され、支払い先は、過去に本件会派に所属していた元吹田市議会議員■■■■（以下、「■■」とする）が代表者を務める■■■■株式会社である。

イシキカイク大学（以下、「本件組織 1」とする）は、本件組織 1 のHPによると、「当代随一のエキスパート達から本物の知恵を受け取り実践する場所」であり、「授かった知恵を自分の頭の中で有機的に結合し、インテリジェンスを構築して自分の頭で考えて正しい判断を下せる人を養成する学校」と定義されている。また、本件組織 1 で学べる項目は多岐にわたっているとし、その具体例として「歴史、経済、政治、食、健康、お金、神話、世界情勢、遺伝子、経営、危機管理、投資、東洋思想、哲学」があげられている。本件組織 1 のHPでは、本件組織 1 の目的は「あなたに質の高い情報を多角的に提供し、豊かで理想的な人生を歩んでもらうこと」

であるとしている。

当支出は、外形的に政務活動との合理的な関係性は乏しく、自己啓発的な意味合いが強いことから、私的な経費ないし■■■が代表者を務める会社への利益供与、あるいはその両方と解すべきであるため、政務活動費計 80,000 円を充てることは違法と解すべきである。

### 3) 財務会計行為②の違法性について

#### 3-1) 本件ビラ 1

本件ビラ 1 には、二つのイベントの案内が掲載されている。その片方の平成 30 年（2018 年）4 月 15 日開催のイベントの正式名称は、地域政党サミット西日本分科会（以下、「本件イベント」とする）である。

地域政党サミット（以下、「本件組織 2」とする）は、本件組織 2 の HP によると、「地域政党の活動を盛んにすることで、地域住民が自ら治める「自治」を実現し有権者の選択肢を増やし、地方議会と地方自治体を活性化することを目指している」組織であること、「あわせて現行法では政党扱いされない地域政党が不利益を被らないような地位向上、また国内外問わない学術的な地域政党の研究、日本で地域政党が根付く為の啓蒙啓発活動」を推進している組織であることが確認できる。本件組織 2 の目的は、「1. 地域創生改革を進展させるために地域政党として共同して活動を展開する。2. 地域政党活動に関する政策、組織、運営などに関する情報交換を密に図り、地域政党運動の先駆けとして全国にネットワーク化を働きかける。3. 健全な二代表制の実現を図るために地方議員、地方議会の質の向上に向けた情報交換・事例共有・政策研究を推進する。」と本件組織 2 の HP に記載されている。本件組織 2 の公式 Facebook ページにおいて、本件組織 2 は自らを政治団体に分類している。

請求者は本件イベントに参加した。本件イベントでは、地域政党である「地域政党ふくちやま」や「自由を守る会」の政党名を大きく記載したのぼりの布の部分の部分が会場内の目立つ場所に掲示されていた。本件イベントでは地域政党の必要性に関する啓蒙、地域政党への支援の呼びかけ、地域政党の紹介や地域政党の選挙に関する情報の案内等が行われていた。自由を守る会代表の東京都議会議員■■■■は自らが平成 29 年（2017 年）執行の衆議院議員選挙執行前に都民ファーストの会を離党したこと、希望の党が絶望の党に変わったこと、地域政党自由を守る会の地方選挙の総括について聴衆に話すと共に、地域政党自由を守る会への支援を呼びかけていた。また、石川は、聴衆に対し、■■■■の名前を挙げ、市長選挙で戦って維新に負けたこと、次の選挙とは明確に言及していなかったものの、吹田新選会から市長を出したいと思っていること話すと共に、聴衆に対し支援を求めている。本件イベント全体を通して吹田市政に関する言及はほぼ無く、吹田はアジアで初めて万博が開催された、という、吹田市民でなくとも誰でも知っているような内容を一瞬述べる程度に留まっていた。本件イベントの最後に質疑の機会が設けられたものの、その質疑は吹田市政に対する質疑の機会ではなく、吹田市政に関する意見聴取の機会はイベント全体を通じて皆無であった。なお、請求人は本件イベント終了後、片づけ作業をしている後藤恭平（以下、「後藤」とする）に対し、請求人が吹田市民であること、吹田市議会の議事録には和暦だけではなく西暦も併記して欲しい旨を簡潔に伝えた。後藤は、吹田市民であることを伝えられた時点では愛想よく振舞ったものの、話題が市政に関する内容に変わった後は嫌そうな顔をし、「みときます」の 5 文字だけを述べた。別の機会に話を伺うというような提案や、片づけ作業中であるから対応できないというような説明は無く、氏名や連絡先を質問されることも無かった。

本件ビラ 1 の本件イベント部分の記載については、請求者が本件イベントに参加して確認した本件イベントの実際の内容、および本件イベント部分に政務活動費を充てることは違法な目的外支出であるので政務活動費の返還請求を行って欲しいことを議会事務局職員に伝えた。また、請求者は会計責任者である足立に政務活動費を返還すべきであることを直接伝えた。足立は、政務活動費は返還しないこと、またそれが会派としての考えでもあることを請求人に伝えた。後日、請求人は、議会事務局職員からも本件会派は本件イベント部分に充てた政務活動費を返還する意向はないという説明を受けた。

本件ビラ 1 には、本件イベントの記載以外にも、議会活動の報告とは合理的な関連性が乏しい

議員個人の挨拶文等、政務活動費を充てるべきでない記載が認められる。本件ビラ1では、石川本人が「個人的な話で恐縮ですが」と私的な内容をビラ1に記載していることを石川自身が認めていることも確認できる。

したがって、当支出のうち、2分の1程度、即ち310,489円を違法な公金の支出と解すべきである。

### 3-2) 本件ビラ2

本件ビラ2には、政党のロゴが、その必要程度を超えた大きさを複数掲載される等、政務活動費を充てることと不適切な記載があるというべきである。当支出のうち、5分の1程度、即ち130,537円を違法な公金の支出と解すべきである。

### 4) 財務会計行為③の違法性について

違法性の理由説明は追って行う。当支出のうち、現時点では9割9分、即ち390,044円を違法な公金の支出と解すべきと考える。

### 5) 財務会計行為④の違法性について

アドビ社の提供するクリエイティブクラウドによって、ビラや政党のロゴ、看板などの広報物のデザインを作成することができる。本件会派はクリエイティブクラウドを使用し、政務活動費を充当することが適切でない広報物を作成したと解すべきである。よって、64,540円の支出は違法と解すべきである。

## 2. 請求者 (略)

3. 地方自治法第242条第1項の規定により、必要な措置を請求する。事実証明書は追完予定である。

### 事実証明書

- 1 平成29年度 吹田新選会政務活動費出納簿
- 2 平成29年度 支払伝票（吹田新選会通信vol.35）、支払伝票（吹田新選会通信vol.36）
- 3 平成29年度 支払伝票（吹田新選会ホームページ管理更新サービス料及び振込手数料（平成30年3月分））
- 4 平成29年度 支払伝票（吹田新選会クリエイティブクラウド年間利用料）
- 5 吹田新選会通信（vol.35）、吹田新選会通信（vol.36）

2 令和元年5月31日付で請求書に記載の「4) 財務会計行為③の違法性について」「の理由説明」について補足説明が提出されました。内容は次のとおりです。

(原文のとおり)

吹田新選会の会派HPに政務活動費が充てられたことの違法性に関して、次の通り説明する。

本件会派は、当HPにおいて、政治団体である龍馬プロジェクトの広告バナーを設置し、龍馬プロジェクトの宣伝を行ったり、政治団体として寄付を募ったりしていた。これらは政務活動費を充当することが適当でない記載であるので、違法である。

令和元年（2019年）5月31日

### 第3 監査の実施

#### 1 監査委員の除斥

吹田市議会議員から選任された木村裕委員及び里野善徳委員については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥としました。

#### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対しては、法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和元年6月20日に新たな証拠が提出されるとともに、請求の趣旨を補足する陳述及び書面の提出がなされました。

##### (1) 請求人陳述

陳述の内容は概ね次のとおりです。

吹田新選会については、大きく分けて、イシキカイカク大学、ビラ、会派のホームページ及び広報物を作成するためのアドビ社のソフトの件の4つに分かれています。

最初に、イシキカイカク大学について説明します。イシキカイカク大学自体は、昔、吹田新選会に属していた■■■さんが代表者として運営している株式会社でして、吹田新選会の政治家自体が保守系の思想を持っていますけれど、イシキカイカク大学でも、保守的な思想を普及させるような内容の講義をやっていますし、講義内容自体も吹田市政とは合理的な関連性が極めて乏しい内容であることが、外形的に確認できます。例えば、他の国の歴史だとか、東洋思想とか、自己実現だとか投資家の脳だとかで、そんな内容は吹田市政とは関係ないと思いますので、私的な活動の経費であると思います。そこの大学で得られる教養の価値をなんら否定するものではありませんが、税金を使うのはおかしいと思います。それは平成27年度の政務活動費ですけれども、平成28年度においても、石川議員と足立議員が、同様にイシキカイカク大学の受講費用

として、毎月 2 万円程度、政務活動費から支出しているので、今後も継続的に市政とは関連性が乏しい講座の受講費用として税金を使うのはおかしいと思います。後は、お伝えするか迷ったのですが、同僚の議員だとか、■■さんとか石川議員とか足立さんと同じ政治団体の龍馬プロジェクトという政治団体の何人かと知り合いなんですけれども、彼らに意見を伺ったのですけれども、あの人達が、インシカイカク大学を受講することはおかしいとか、身内でお金を回しているのか、そういう批判ばかりで、肯定的な意見は何一つなかったです。元職への利益供与でせこい、みたいな意見も実際にありました。私もそういう側面があると思っています。

次にビラついてですけど、地域政党サミットの案内がなされているビラについては、紙面の 3 分の 1 程度は議員個人の挨拶が書かれてあって、具体的に選挙とかも書いてあって、その割合がほかの会派と比べてもあまりにも多すぎると感じています。吹田新選会だけ、かなり特異と思っています。新選会のブログをことさら何個も何個も掲載する必要性も感じませんし、その辺り不適切と思っています。石川議員がスーパーイレマンになりたいと書いていますが、それは本当に余計な記載であると思っています。

ビラについては、イベントの案内が二つなされていて、それが実体としては、地域政党サミットというものだったのですけれども、実際に参加したところ吹田市政に関して何ら考えさせるような内容ではなくて、日本全国の地域政党に所属されている方々が一同にそこに集まって、地域政党の重要性とか地域政党の役割とかの啓蒙活動を行っておられた。どこかの大学の先生が講義に来られて、地方自治だとかについてお話しされていましたが、彼らの結論としては、地域政党を応援していく趣旨のイベントをされていて、イベントで各地域政党の代表者によるリレー講演があって、そこで、石川議員は、■■さんと一緒に最初やっていたけれども、2011 年の市長選挙で維新と戦って負けたとか、次の選挙で新選会から市長を出したいとか、足立議員は、

元々、弁護士になりたかったけれどこの仕事をしているとか、政務活動とは何の関係のないことを述べておられて、自分たちへの支持とか支援をあおぐような発言をされておられました。その地域政党として来られていた東京都議会議員の■■■■さんは自分たちが希望の党から離脱したとか、所属されておられる自由を守る会の支援をあおぐことだとか、自由を守る会という地域政党の選挙の報告とかをされていました。一応、証拠書類として、地域政党サミットに関する概要、イベントで配られた各地方政党さん作成の通信とか、原本も一緒に出しています。

次は、ホームページの話で、会派のホームページは平成 24 年度少なくとも平成 25 年からずっと継続的に 28 年度まで使われていて、今回、按分とかされているわけでもなくて 100%政務活動費が充てられています。私、最初、ホームページを見せられた時に 100%充てられている印象を受けなかったし、吹田新選会は足立議員がしっかりしておられる印象を持っていたので、調べたりしませんでした。たまたま、気づいて政務活動費を充てるのはダメだと思いました。監査請求をしようと思いました。カンパのお願いとかは、会派のホームページで記載されていた、ずっと寄付を募っていて、2017 年、2018 年もそうでしたし、2019 年もそうでした。それもダメだよということは、今年の 3 月に議会事務局長とか、次長、議長にも話をしました。その時にも、カンパのお願いという記載があるというのを見せたかと思います。議会事務局にも指摘して、2019 年の 5 月に、ようやくホームページから 100 円玉の記載とか消えました。議会事務局職員自体も、寄付とかのことは認識しているはずなのに、2018 年度の政務活動費の支出状況を閲覧したところ、按分とかも一切なされていなくて、100%全額が政務活動費から支払われている状況が確認できたので、よくないなと思いました。後、寄付を募るページとかは、会派通信のホームページからはリンク先が無くなっているのですが、マイクロソフトの「bing」という検索サイトからは、今日の時点でも吹田新選会という検索履歴のほかに、カンパのお願いの検索履歴だとか応援バナーに関する検

索履歴が出てきましたし、外部の検索エンジンでは寄付のページに本日時点でもたどり着けるような仕組みになっているので、いい加減にしてほしいなと思います。本日時点でも、龍馬プロジェクトという政治団体のリンクが有りますし、ホームページの中で会派通信を掲載しているページがあるところもあるのですが、そこも、よくよくチェックしてみると政治団体のビラだとか、石川さんが市長選挙に立候補する前に配布していたと思われる広報物の PDF が見れる状態になっていましたし、彼らは直す気持ちがないんだと思います。後は、今日時点でも、ユーストリームというところをクリックすると、2011 年に石川さんが市長選に戦うに当たって作成された動画とかのリンクだとか残骸とかが掲示されていて、それはやっぱり自分たちが市長選挙を戦えるほどの力を持っている団体であることを広報するために、あえて表示し続けていると私は思っておりますが、不適切な内容だと思いますので、私は、削除すべきだと思っております。こういう掲示があること自体も議会事務局職員は知っているのですが、指摘されなければいいやと彼らは考えていると私は思っています。■■■■党のホームページと同じく吹田新選会のホームページを公文書として、確認できませんので、改めてほしいと思っておりますので、そういう勧告を監査委員から、市長側に出していただきたいと思いますと思っております。後は、ホームページを制作する上で、政務活動費がいつ使われたかは後でないと解らないので、支出があってから以前のホームページはどうだったかを確認すること、通常、困難ですよね、ホームページを使うかもしれないと予測して、あらかじめ印刷しておくとか、あらかじめ動画を撮っておくとかしないと、こういう監査請求を起こす側としては、やりづらいので、改めて欲しいです。大体そんなところですよ。

そういえば、私、吹田新選会のホームページを作っている会社に対して、実際、どれ位の費用が掛かるのか聞いてみたのです。管理更新手数料 3 万円、明らかに高すぎるだろうと■■■■が言っておられて、しかも、管理とか更新とかも全然もなされて

なかったんですね。2017年時点でも、2018年時点でも前市会議員石川勝と書いてありましたが、適切に管理する能力が彼ら（■■■■）に不足しているのではないかと思っています。■■さんのホームページの管理更新手数料がいくらぐらいか聞いたところ、全然3万円という金額ではなくて、作業時間に比例する値段だったんです。吹田新選会のホームページ自体は、作業とか全然されていなかった状態だったと思うので、3万円が発生するのはおかしいのではないかと、同じ金額が使われているのが、■■■■党でしたけれども、■■党は結構タイムリーに更新とかされており、理解できますが、吹田新選会では、管理も更新もされていないので、ちょっとおかしいと思っています。

■■■■さんの写真自体も、2018年の途中の時点までは残っていて、最近ようやくまずいと思ったのか表示されなくなりました。前吹田市議会議員石川勝、株式会社■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■とかのリンクバナーが消えたのも2018年の途中時点でした。吹田新選会の会派通信の提出している35、36が会派のホームページにアップロードされたのが、2019年の2月になってからで、2018年の3月頃に作成されたはずの会派通信が、アップされたのが2019年の2月位で、アップされた日付とかは、吹田新選会のホームページを見てもらったらトップページに日付とともに入っています。証拠書類としては提出しなかったのですが、それも適切に管理していなかったことについては、一応、何か証明になるのかなと思っています。

本当は■■■■さんに、私が色々と問い合わせたという管理を行っていたかを確認するのが一番いいと思ったんですけど、長年のお付き合い、石川議員にしても、■■さんにしても、足立さんにしても、後藤さんにしても個人のホームページとか株式会社のホームページを■■■■さんが作っているので、自分のお客さんにとって不利に成るような情報を、一般人の私に伝えることは到底思えなかったもので、そのあたりの確認自体は、私は■■■■さんに対して行っていません。

## (2) 補足説明書

提出された補足説明書の内容は次のとおりです。

吹田新選会に係る住民監査請求について、次の通り主張を追加する。

財務会計行為①について補足説明を行う。

平成30年(2018年)1月13日、本件組織1の講師である■■■■氏は、本件組織1の授業として、「日本の文化から学ぶ自分を社会に役立てる知恵」に関する講座を開催していたと解される。■■が映った当講座の画面からは、当講座において「日本人としての自己実現を考える 第1回」と記載されたスクリーンを使用していたことが確認できる。

平成30年(2018年)1月13日、本件組織1の講師である■■■氏は、本件組織1の授業として、「最初に人生のバックボーンを確立しよう!「論語」」に関する講座を開催していたと解される。

平成30年(2018年)1月13日、本件組織1の講師である■■■■氏は、本件組織1の授業として、「狙われている日本人:頻発するテロとビジネス化する誘拐の背景および危機管理対策」に関する講座を開催していたと解される。

平成30年(2018年)1月14日、本件組織1の講師である■■■■氏は、本件組織1の授業として、「遺伝子が喜ぶ食事とマインドセット」に関する講座を開催していたと解される。

平成30年(2018年)1月14日、本件組織1の講師である■■■■氏は、本件組織1の授業として、「日本人が世界に誇る精神性とは(「日月神示」的観点より)」に関する講座を開催していたと解される。

平成30年(2018年)1月14日、本件組織1の講師である■■■氏は、本件組織1の授業として、「封じ込められた日本精神の源流とは」に関する講座を開催していたと解される。

平成30年(2018年)1月27日、本件組織1の講師である■■■■氏は、本件組織1の授業として、「中国とアメリカ、日本の1世紀」に関する講座を開催していたと解される。

平成30年(2018年)1月28日、本件組織1の講師である■■■■氏は、本件組織1の授業として、「属国の学問一占領政策の狙い」に関する講座を開催していたと解される。

平成30年(2018年)1月28日、本件組織1の講師である■■■■氏は、本件組織1の授業として、「日本人の還るべき原点としての神武天皇と建国の詔を古事記・日本書紀から学ぶ。」に関する講座を開催していたと解される。

平成30年(2018年)1月28日、本件組織1の講師である■■■■■■氏は、本件組織1の授業として、「日本人だけが知らない本当の日本」に関する講座を開催していたと解される。

平成30年(2018年)2月3日、本件組織1の講師である■■■■氏は、本件組織1の授業として、「自己実現の羅針盤「日本人としての価値基準」」に関する講座を開催していたと解される。

平成30年(2018年)2月3日、本件組織1の講師である■■■氏は、本件組織1の授業として、「厳しい社会を生き抜くためのワクチンを注入しよう!「韓非子」」に関する講座を開催していたと解される。当講座の画面からは、当講座において「論語」や「老子」と記載されたスクリーンを使用していたことが確認できる。

平成30年(2018年)2月4日、本件組織1の講師である■■■■■■氏は、本件組織1の授業として、「ひとくちに多神教では済まされない日本の神々を記紀に学ぶ」に関する講座を開催していたと解される。

平成30年(2018年)2月17日、本件組織1の講師である■■■■氏は、本件組織1の授業として、「進化成長曲線と脳の発達~真実の世界と錯覚の世界」に関する講座を開催していたと解される。

平成30年(2018年)2月17日、本件組織1の講師である■■■■氏は、本件組織1の授業として、「中国と朝鮮半島、ロシア」に関する講座を開催していたと解される。当講座の画面からは、当講座が「中国の支配層と世界ネットワーク」の第2回目の講義であることが確認できる。

平成30年(2018年)2月17日、本件組織1の講師である■■■氏は、本件組織1の授業とし

て、「あなたの天命・天職を明らかにする」に関する講座を開催していたと解される。当講座の画面からは、当講座において「どう見えるかでどう関わるかが決まる」と記載されたスクリーンを使用していたことが確認できる。

平成30年(2018年)2月18日、本件組織1の講師である■■■■氏は、本件組織1の授業として、「アメリカは一枚岩ではないー保守派から見たアメリカ近現代史」に関する講座を開催していたと解される。

平成30年(2018年)2月18日、本件組織1の講師である■■■■氏は、本件組織1の授業として、「この世を支配する「裏の力」の存在を知る」に関する講座を開催していたと解される。

平成30年(2018年)2月18日、本件組織1の講師である■■■■氏は、本件組織1の授業として、「論語と算盤」に関する講座を開催していたと解される。

平成30年(2018年)3月3日、本件組織1の講師である■■■■氏は、本件組織1の授業として、「個の能力を引き出す「日本人としての世界観」」に関する講座を開催していたと解される。当講座の画面からは、当講座が「日本人としての自己実現を考える」の第3回目の講義であることが確認できる。

平成30年(2018年)3月3日、本件組織1の講師である■■■■氏は、本件組織1の授業として、「負けたらいかん、勝つための知恵を獲得しよう！「孫氏」」に関する講座を開催していたと解される。

平成30年(2018年)3月3日、本件組織1の講師である■■■■氏は、本件組織1の授業として、「インテリジェンスから読む武器と資金の流れ：誰がテロ組織を支援しているのか？」に関する講座を開催していたと解される。当講座の画面からは、当講座において「武装ヘリか、攻撃ヘリか」、「自走砲か、戦車か」、「これらの違い」と記載されたスクリーンを使用していたことが確認できる。

平成30年(2018年)3月4日、本件組織1の講師である■■■■氏は、本件組織1の授業として、「古事記から日本の統治の根幹となるシラスを学ぶ」に関する講座を開催していたと解される。

平成30年(2018年)3月17日、本件組織1の講師である■■■■氏は、本件組織1の授業として、「成長とステージ理論 前編」に関する講座を開催していたと解される。

平成30年(2018年)3月17日、本件組織1の講師である■■■■氏は、本件組織1の授業として、「世界の華人華僑と新移民の問題」に関する講座を開催していたと解される。

平成30年(2018年)3月18日、本件組織1の講師である■■■■氏は、本件組織1の授業として、「歴史学の欠陥ーインテリジェンス情報学の欠落」に関する講座を開催していたと解される。

平成30年(2018年)3月18日、本件組織1の講師である■■■■氏は、本件組織1の授業として、「食を改めれば個人が変わり、国全体が変わる」に関する講座を開催していたと解される。

平成30年(2018年)3月18日、本件組織1の講師である■■■■氏は、本件組織1の授業として、「労働脳と投資家脳」に関する講座を開催していたと解される。

石川や足立が受講したこれらの講座は、自己実現、他国の歴史、誰がテロ組織を支援しているか、アルカイダの生い立ち、孫子、投資家脳等に関する講座であり、いずれも、吹田市政との関連性は希薄であるというべきであるから、これらの受講費用に政務活動費を充てることは不適切であり不法行為というべきである。

本件組織1のHPより、本件組織1の過去の講座が確認できる講座アーカイブのページを印刷した書類および、本件組織1が開校した際の案内に関する書面を提出する。

本件組織1が開講した際の案内に関する書面には、受講費用のうち初月は無料になることが記載されている。初月の受講費用を、他の月の受講費用に上乗せすることを前提として、価格設定が行われていると思料されるため、2018年1月に開催された講座の内容も、財務会計行為の支出の是非に係る判断に加えるべきである。

本件組織1が開講した際の案内に関する書面によると、創設メンバーとして本件組織1に参加した場合、通常12,000円で販売されているDVD「日本近現代史」前編を無料でプレゼントとして受け取ることができることが確認できる。石川および足立は、市民の税金を遣って、吹田市

政と合理的な関連性が乏しいDVD「日本近現代史」前編を無料で入手していたという可能性は否定できない。

財務会計行為②について補足説明を行う。

本件ビラ1によると、議員が本件イベントに参加する際の参加費は3,000円である。議員が100名参加した場合、30万円の収入を得ることが可能である。後藤、石川、足立は、市民の税金を遣って本件イベントの告知・宣伝を行い、本件イベントを開催し、収益を得ようとしていた可能性は否定できないし、また、実際に収益を得ていた可能性も否定できない。本件会派は、議員が本件イベントに参加するにあたって3,000円の費用負担を求めていたにもかかわらず、一般人は無料で参加できる運用にしていた。本件会派によるこのような行為は、有権者に対する利益供与と解され、公職選挙法違反というべきである。

本件ビラ1に記載の本件イベントに参加した際に、主催者から受け取った書面である「情報公開こがねいの会派NEWS」を提出する。当書面には、小金井市議会議員 ■■■■氏の氏名および顔写真等が掲載されており、当氏の活動や小金井市政に関する情報が記載されている。

本件ビラ1に記載の本件イベントに参加した際に、主催者から受け取った書面である「■■■■■発 都議会—NEWS」を提出する。当書面には、東京都議会議員である■■■■■氏の氏名および顔写真等が掲載されており、当氏の活動や東京都政に関する情報が記載されている。

本件ビラ1に記載の本件イベントに参加した際に、主催者から受け取った「自由を守る会」と書かれた書面を提出する。「自由を守る会」は地域政党であり、政治団体である。当書面には、所属する政治家や結党宣言が記載されている。

本件ビラ1に記載の本件イベントに参加した際に、主催者から受け取った書面である「地域政党ふくちやまニュース」と書かれた書面を提出する。当書面によると、代表者が■■■■■であるとされている。当書面には、地域政党ふくちやまの案内や活動実績が記載されている。

本件組織2のHPより入手した、本件イベントの開催概要が確認できる書面を提出する。開催概要の記載から、開催日時、場所および参加費は、本件ビラ1で宣伝されている内容と合致していることが確認できる。14時30分から地域政党代表によりリレー講演が行われるスケジュールの予定であること、ならびに予定地域政党として、自由を守る会、京都党、神戸志民党、吹田新選会が示されていることが確認できる。実際に本件イベントに参加し、自分達の地域政党の紹介等を行っていた地域政党は他にもあった。なお、時間がおしたため、15時30分から予定されていた全体総括および質疑応答は、16時の修了間際に実施され、時間が無いことを主催者が陳述していた。

本件組織2のHPより入手した、「2019年統一地方選挙 立候補29名中18名当選！当選者一覧はこちら」と記載された書面、本件組織2の目的や参加政党、地域政党の定義、活動内容が確認できる書面、本件組織2の代表者と解される東京都議会議員■■■■■が作成したアゴラに掲載の記事『「中央政治からの地方議会の分権」を！地域政党サミットの挑戦』と記載された書面、当該記事にて案内されている予定候補者のリスト「地域政党サミット予定候補情報」を提出する。これらの書面により、本件組織2は、政治的な主義主張を明確にもった団体であり、選挙にも主体的に関与していることが確認できる。前述のアゴラに記載の記事には、統一地方選挙にあたり、議員を増やしたい旨や、新人の応募・参加を募集している旨の記事があることも確認できる。

Twitterにて「地域政党サミット 吹田」と検索した際に表示されたWEBページの印刷物を提出する。当印刷物からは、京都党代表者の2018年4月15日付投稿より、複数の地域政党の名前が大きく記載されたのぼりの布部分が、本件イベント会場の目立つ場所に設置されていることが、投稿された写真より確認できる。なお、写真に載っているのは二つののぼりであるが、イベントの途中で、のぼりの布部分が壁から落下したものの、写真に写っていないのぼりもあるので、実際にはこれより多くの数ののぼりの布部分が会場内に設置されていた。

Facebookの本件組織2のページの印刷物を提出する。基本情報欄より、本件組織2は、自らを政治団体に分類していることが確認できる。



適切であり不法行為というべきである。

前記二つの書類のいずれからも、当ページにおいて、関連団体リンク集として、「株式会社■■■■■■■」および「■■■■■■■■■■■■■■■」のリンクバナーを設置していることが確認できる。本件会派は、吹田市政とは直接関連性を有さない「株式会社■■■■■■■■■■■■■■■」および「■■■■■■■■■■■■■■■」を、政務活動費が充当された本件会派 HP にて宣伝し続けてきたというべきであり、このような行為は不適切であり不法行為というべきである。

前記二つの書類のいずれからも、当ページにおいて、関連団体リンク集として、「ホームページ制作会社 ■■■■■■」のリンクバナーを設置していることが確認できる。

前記二つの書類のいずれからも、左下部分に「吹田新選会イベント一覧」という記載があるものの、今後開催予定のイベント、過去に開催されたイベント、いずれも一切記載されていないことが確認できる。

本件会派 HP を閲覧した際に一番目立つ場所であるトップページの上部部分には、各議員のスローガン等および後藤、足立、石川の写真が掲載されている。この部分は前記二つの書面には、印刷の関係上表示されておらず、白色になっている。そこで、本件会派 HP のトップページのスクリーンショットの印刷物も提出する。後藤、足立、石川の顔写真やスローガン、政党のキャッチコピー等が掲載されていることが確認できる。

本件会派の HP にある、寄付を募っていることが確認できるページの印刷物を提出する。当書面から、吹田市長選挙を戦うにあたり政治活動にお金がかかる旨の記載があることや、個人献金を募集していることが確認できる。また、「同一の個人から特定の政治家へのカンパで」の記載より、会派や政治団体に限らず、特定の政治家への寄付も募っていることが確認できる。「頂いた寄付の活用方法」の見出しの右下には、「ますらお」と記載された広報物や、■■■の写真が入った広報物、「龍馬プロジェクト×吹田新選会」と記載されていることが推認される広報物が映った写真が掲示されている。■■■は落選中の政治家であるし、「ますらお」は正式には「ますらお通信」というが、「ますらお通信」は、■■■が代表者を務める政治団体の機関紙誌である。「ますらお通信」については後述する。会派に所属していない落選中の政治家への寄付も併せて募っていたというべきである。

本件会派 HP にある、議会質問のページの印刷物を二つ提出する。一方は、2013 年の後藤の欄に議会質問として何も掲示されておらず、且つ 2014 年の後藤の欄には議会質問のリンクが掲示されており、同年の足立の欄には議会質問のリンクが一切掲示されていないことが確認できる書面である。もう一方は、石川、後藤、有澤の項目があり、石川の議会質問は石川が吹田市議に復職した 2015 年以降も、何も掲示されていないこと、後藤の議会質問は、2013 年以降も、何も掲示されていないことが確認できる書面である。これらの書類より、本件会派の議会報告が滞っており、数年間にわたり適切になされてきていないことが確認できる。さらに、前者の書面には、寄付金を募るページへのリンクが掲載されていることが確認できる。

本件会派の HP にある、吹田新選会についてのページの印刷物を提出する。当ページにおいて、落選中の政治家である■■■の写真が掲載されていること、および寄付金を募るページへのリンクが掲載されていることが確認できる。

本件会派の HP にある、基本政策についてのページの印刷物を提出する。当ページにおいて、寄付金を募るページへのリンクが掲載されていることが確認できる。

本件会派の HP にある、所属議員の紹介がなされているページの印刷物を提出する。議員個人の写真や挨拶文、個人のキャッチコピーや、市政との関連性が乏しい「お酒」、「ピクニック」などの個人の趣味の記載がある。議員個人の HP やブログへのリンクの案内はあるものの、議会での役職に関する記載は見当たらない。当ページにおいて、寄付金を募るページへのリンクが掲載されていることが確認できる。

本件会派のHPにある、「所属議員のイベント案内」や「新選会通信」と記載されたページの印刷物を提出する。当ページのイベント一覧の箇所において、イベントの案内は一切なされていないことが確認できる。また、当書面には、「龍馬プロジェクト×吹田新選会」、「龍馬プロジェクト PRESS」等の文言も掲示されている。当ページから、過去の会派通信だけでなく、会派通信以外の広報物もPDF形式でダウンロードできる状態になっている。当ページにおいて、寄付金を募るページへのリンクが掲載されていることが確認できる。当ページから入手した次の書面を提出する。

- ・政治団体である龍馬プロジェクト全国会が発行元である「龍馬プロジェクト PRESS No.1 龍馬プロジェクト通信 第1号」。当書面において、他自治体の政治家や選挙結果等が宣伝・広報されている。

- ・政治団体である「龍馬プロジェクト」および「吹田新選会」のロゴが記載された「龍馬プロジェクト×吹田新選会 PRESS」。当書面には、「4月17日告示 4月24日投票 吹田市長選挙！」と記載されており、石川が市長選挙に出馬を表明したことや石川の抱負、市長選挙の構図などが記載されている。また、「石川勝・吹田新選会のリアルな活動と想い」、「リアル 生放送を収録した政治家の本音トークです！政策発表もこちらで！」、『合計10回の放送の中で、ゲストとの対談や石川勝の考える「吹田の未来像」・重点施策などをご覧ください。石川勝は「会える政治家・見える政治」を行動で示します』として、「リアル」という番組を当書面において宣伝・案内している。

- ・政治団体である「龍馬プロジェクト」および「吹田新選会」のロゴが記載された「龍馬プロジェクト×吹田新選会 PRESS」。当書面の発行元は「龍馬プロジェクト×吹田新選会」であることも当書面より確認できる。当書面には、石川勝後援会の事務所開きの開催時間や開催場所の案内、■■■■後援会の事務所開きの開催時間や開催場所の案内、石川勝の吹田市長選挙の決起大会の開催時間や開催場所の案内、その当時は会派吹田新選会に所属した経歴のない「後藤」および「足立」の決起大会の開催時間や開催場所の案内、「■■」および「■■」の決起大会の開催時間や開催場所の案内、吹田市長選挙の公開討論会の開催日時や開催場所の案内、吹田新選会の合同出陣式の開催時間や開催場所の案内が記載されている。また、吹田市長選挙の構図についても記載がされている。なお、石川、■■、後藤、足立は2011年執行の吹田市長・吹田市議会議員選挙において、「龍馬プロジェクト×吹田新選会」という名称を用い選挙戦を戦っている。

- ・「龍馬プロジェクト×吹田新選会 PRESS」。当書面には、「号外 吹田に地域政党誕生 メンバーから市長候補を擁立」と記載されている。当書面において、市長候補および市議選候補を擁立することや、地域政党の決起大会に関する記述がなされている

いずれの書面も政治団体の広報物、あるいは選挙に関する広報物、またはその両方であるから、政務活動費が充当されている本件会派のHPにてダウンロードできる状態にしていることは不適切であり、不法行為というべきである。

本件会派のHPにある、「ユーストリーム」や「リアル」と記載されたページの印刷物を提出する。当ページは、前述の「龍馬プロジェクト×吹田新選会 PRESS」と記載された広報物にて宣伝されていたWEBページであり、石川が吹田市長選挙を戦うにあたって作成された番組を広報してきたページである。当ページにおいて、寄付金を募るページへのリンクが掲載されていることが確認できる。

本件会派のHPにある、「リンク集」、「応援バナー」と記載された書面を提出する。当書面より、会派HPへのリンクを募集していることや、寄付金を募るページへのリンクが掲載されていることが確認できる。

本件会派のHPにある、「連絡先」と記載された書面を提出する。連絡先の事務所住所や、寄付金を募るページへのリンクが掲載されていることが確認できる。

財務会計行為④について補足説明を行う。



#### 追加提出資料

- 1 イシキカイカク大学関係資料①
- 2 イシキカイカク大学関係資料②
- 3 地域政党サミット関係資料①
- 4 地域政党サミット関係資料②
- 5 吹田新選会ホームページ関係資料①
- 6 吹田新選会ホームページ関係資料②
- 7 平成24年度政務調査費出納簿及び支払伝票
- 8 平成27年度及び平成28年度収支報告書関係書類
- 9 吹田しゃべり場関係資料
- 10 平成29年度支払伝票（吹田新選会ホームページ管理更新サービス料及び振込手数料（平成29年4月分～平成30年2月分））

#### 3 関係職員の事情聴取

所管の議会事務局に対し資料の提出を求め、令和元年7月3日に関係職員から事情聴取を行いました。

#### 4 関係人調査

令和元年7月4日付けで、吹田新選会（以下「本国会派」という。）に対し資料の提出及び調査書への回答を依頼し、同月9日付けで本国会派から提出及び回答がありました。

#### 第4 監査の対象

請求の要旨及び陳述の内容等から判断して、監査対象事項を次のとおりとしました。

- 1 イシキカイカク大学第1期通信コースの講座受講費用を研修費として政務活動費から支出したことは違法であり、市に損害を与えているか。
- 2 広報紙である本国会派通信 vol. 35 に地域政党サミット西日本分科会の開催や、議会活動の報告とは合理的な関連性が乏しい議員個人の挨拶文等を掲載したことは公金の目的外支出にあたるため、印刷代を政務活動費から支出したことは違法であり、市に損害を与えているか。

- 3 本件会派通信 vol. 36 に政党のロゴが必要程度を超えた大きさと複数掲載されるなど、不適切な記載があるにもかかわらず、広報費として印刷代を政務活動費から支出したことは違法であり、市に損害を与えているか。
- 4 本件会派ホームページにおいて、政治団体である龍馬プロジェクトの広告バナーを設置し、龍馬プロジェクトの宣伝を行ったり、政治団体として寄付を募ったりしていた。また、「カンパのお願い」や吹田市政と直接関連性を有さない団体等のリンクバナーが設置されていたり、本件会派ホームページから直接過去の政党活動、選挙活動等の広報物がダウンロードできる状態になっていること、さらに、本件会派ホームページの管理更新が適切になされていないことは違法であり、市に損害を与えているか。
- 5 アドビ社の提供するクリエイティブクラウドによって、ビラや政党のロゴ、看板などの広報物のデザインを作成することができるが、本件会派は、クリエイティブクラウドを使用し、政務活動費を充当することが適切でない広報物を作成し、広報費としてクリエイティブクラウド年間利用料を支出したことは違法であり、市に損害を与えているか。

なお、請求人が求める措置のうち、本件会派が違法に政務活動費を支出することを防止するための必要な措置を講じることについては、請求人は陳述の中で、具体的な内容として政務活動費により作成した会派ホームページの内容を公文書扱いとすることを求めており、このことは政務活動費の取扱いに関する制度の変更を求めているものであると解されます。しかしながら、これについては財務会計上の行為に当たらないことから、監査の対象外としました。

## 第5 監査の結果

## 1 事実関係

関係職員の事情聴取及び提出資料並びに関係人調査により、以下のとおり事実を確認しました。

### (1) 政務活動費の概要

#### ア 根拠法令等について

地方分権が進展し、地方公共団体の自己決定・自己責任が拡大する中、地方議会の審議能力強化のため地方議員の調査活動基盤の充実を図るという観点から、平成12年5月に法が改正され、地方自治体は条例により議会における会派等に対し政務調査費が交付できるようになりました。

その後、平成24年9月の法改正により、政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付の目的を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めること（法第100条第14項関係）、議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めること（法第100条第16項関係）が定められました。

本市では、吹田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年吹田市条例第26号。以下「条例」という。）及び吹田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年吹田市規則第26号。以下「施行規則」という。）を制定し、さらに、使途基準の明確化を図るために、吹田市議会政務活動費の取扱要領（平成25年3月1日制定。以下「取扱要領」という。）を定めるとともに、議会事務局が作成した、支出に際しての留意事項等をまとめた政務活動費のてびき（以下「てびき」という。）を全議員に配布しています。

#### イ 本市における政務活動費の取扱いについて

##### (ア) 政務活動費の交付の対象（条例第2条）

吹田市議会における会派（1人以上の議員で構成される団体であつて、議長に届出のあつたものをいう。）

(イ) 政務活動費の額（条例第3条第1項）

各月1日における会派の所属議員数に月額110,000円を乗じて得た額

(ウ) 交付の方法（条例第3条第2項）

各四半期の最初の月に、当該四半期に属する月の分を交付する

(エ) 収支報告書等の提出（条例第7条）

政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、規則で定める期限までに議長に提出しなければならない。議長は、前項の規定により提出のあつた収支報告書の写しを速やかに市長に送付しなければならない。

(オ) 政務活動費の返還（条例第8条）

政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入の額が支出の額を超えるときは、当該超える額を収支報告書の提出後速やかに返還しなければならない。

(カ) 透明性の確保について（条例第10条）

議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

ウ 政務活動費の使途基準について

(ア) 政務活動費を充てることのできる範囲（条例第5条、別表）

会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民の福祉の増進を図るために必要な活動に対して交付する。

(別表)

項 目	内 容
研 修 費	研修会の開催に要する経費及び会派以外の者が開催する研修会への参加に要する経費
広 報 費	会派の活動及び市政に関する市民への報告に要する経費

(注)本件監査請求に係る項目のみ抜粋。

(イ) 政務活動費で支出できないもの (取扱要領)

a 交際費的な経費

せん別、慶弔、寸志、病氣見舞、慶弔電報、賛助金、年賀状 (購入及び印刷代金) など

b 海外出張旅費

c 政党本来の活動に属する経費

党費、党大会ほか党務に関する会議の参加経費 (旅費を含む。) など

d 政治団体発行の機関紙印刷代

e 選挙活動に伴う経費

f 回数券等金券購入に伴う経費及び在庫として置く郵便切手、郵便はがきの購入に要する経費

g その他名目のいかなを問わず議員個人に支給する経費

(ウ) 按分による支出 (取扱要領、てびき)

政務活動以外の活動にも使用されることが明確で、政務活動費と区分することが困難な経費については、次のとおり按分率や上限額を設けて支出しています。

a 調査研究費のガソリン購入費 3分の1とし月額上限8千円

b 通信費の自宅 (連絡所) 設置電話使用料 3分の1とし月額上限5千円

- c 通信費の携帯電話使用料 3分の1とし月額上限5千円
- d 通信費のインターネット接続料（携行用）3分の1とし月額上限3千円
- e 通信費のファクシミリ使用料 月額上限3千円
- f 事務所費 賃借料の3分の1とし月額上限5万円
- g 事務費の携行用事務機器購入費 3分の1

(エ) 政務活動費の支出例及び留意点について

てびきに記載されている支出項目別留意点のうち、本件に係る研修費及び広報費については、次のように定められています。

**研修費**

内 容	研修会の開催に要する経費及び会派以外の者が開催する研修会への参加に要する経費
支 出 例	講師謝礼、会場費、茶菓子代、旅費、郵送料、参加費等
留 意 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>■旅費 旅費の支出は、吹田市旅費条例の定めるところによる。</li> <li>■茶菓子代 社会通念上、相当と認められる範囲のものに限る。 (ペットボトルのお茶、茶菓子等)</li> </ul>

**広報費**

内 容	会派の活動及び市政に関する市民への報告に要する経費
支 出 例	広報紙、報告書等印刷費、ホームページ関係費、会場費、茶菓子代、郵送料等
留 意 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>■広報紙、報告書、ホームページ等の支出 <ul style="list-style-type: none"> <li>①記載内容は、市政に関する調査研究などの広報及び市議会における審議の経過、結果などの報告を中心とする。</li> <li>②発行者が会派であることが明確なものとする。</li> </ul> </li> <li>■茶菓子代 社会通念上、相当と認められる範囲のものに限る。 (ペットボトルのお茶、茶菓子等)</li> </ul>

## エ 政務活動費の検査について

政務活動費の検査については、施行規則第7条によると、議長は会派の代表者から提出のあった収支報告書並びに領収書等の証拠書類が添付された支払伝票及び会計帳簿(以下「収支報告書等」という。)について検査を行うとされており、吹田市議会政務活動費の検査実施要領(平成25年3月1日制定。以下「検査実施要領」という。)によると、議会事務局長は議長の命を受け、収支報告書等の検査を行うとされており、検査にあたっては、条例、施行規則及び取扱要領並びに議会運営委員会の確認事項の趣旨にのっとり行うものとなっております。

また、検査実施要領によると、年度終了後の検査に備え、会派の代表者は毎年度第2四半期終了後、速やかに領収書等の証拠書類が添付された支払伝票及び会計帳簿を提出し、局長の閲覧に供しており、局長は、検査において疑義があると認めるときは、当該会派の代表者に対して説明を求めることができ、議長は、検査の結果、執行内容を不適正なものとしたときは、当該会派の代表者に修正を命じることができます。

## オ 政務活動費の公開について

政務活動費の使途の透明性を確保に資するため、吹田市議会政務活動費の公開に関する要領(平成25年4月1日制定)を定め、収支報告書、会計帳簿、支払伝票、領収書又は支払った事実を証する資料を年度終了後90日以内に吹田市議会のホームページで掲載しています。

## (2) 本件に係る政務活動費について

### ア 政務活動費の収支状況等

平成 29 年度における本件会派の政務活動費の収支状況は、平成 30 年 5 月 31 日付けで議長から市長に送付された収支報告書の写しによると以下のとおりです。

収入合計額(A)	支出合計額(B)	残額(A-B)
3,960,000 円	3,413,788 円	546,212 円

収入の額が支出の額を超えた 546,212 円については、平成 30 年 5 月 30 日に返納されています。

イ 政務活動費の充当状況（本件監査請求に関係する項目のみ抜粋）

(ア) イシキカイカク大学第 1 期通信コースの講座受講費用 計 80,000 円

経費区分	支出年月日	金額 (円)	支出内容
研修費	平成 30 年 2 月 1 日	20,000	講座受講費（足立議員分）
研修費	平成 30 年 2 月 1 日	20,000	講座受講費（石川議員分）
研修費	平成 30 年 3 月 1 日	20,000	講座受講費（足立議員分）
研修費	平成 30 年 3 月 1 日	20,000	講座受講費（石川議員分）

(イ) 本件会派通信 vol. 35 620,978 円

経費区分	支出年月日	金額 (円)	支出内容
広報費	平成 30 年 3 月 30 日	620,978	吹田新選会会派通信 vol. 35 印刷代

(ウ) 本件会派通信 vol. 36 652,687 円

経費区分	支出年月日	金額 (円)	支出内容
広報費	平成 30 年 3 月 30 日	652,687	吹田新選会会派通信 vol. 36 印刷代

(エ) 本件会派ホームページ管理更新サービス料及び振込手数料 計 393,984 円

経費区分	支出年月日	金額 (円)	支出内容
広報費	平成 29 年 4 月 4 日	32,832	吹田新選会会派ホームページ管理更新サービス料及び振込手数料
広報費	平成 29 年 5 月 9 日	32,832	吹田新選会会派ホームページ管理更新サービス料及び振込手数料
広報費	平成 29 年 6 月 6 日	32,832	吹田新選会会派ホームページ管理更新サービス料及び振込手数料
広報費	平成 29 年 7 月 7 日	32,832	吹田新選会会派ホームページ管理更新サービス料及び振込手数料
広報費	平成 29 年 8 月 4 日	32,832	吹田新選会会派ホームページ管理更新サービス料及び振込手数料
広報費	平成 29 年 9 月 6 日	32,832	吹田新選会会派ホームページ管理更新サービス料及び振込手数料
広報費	平成 29 年 10 月 6 日	32,832	吹田新選会会派ホームページ管理更新サービス料及び振込手数料
広報費	平成 29 年 11 月 9 日	32,832	吹田新選会会派ホームページ管理更新サービス料及び振込手数料
広報費	平成 29 年 12 月 7 日	32,832	吹田新選会会派ホームページ管理更新サービス料及び振込手数料
広報費	平成 30 年 1 月 24 日	32,832	吹田新選会会派ホームページ管理更新サービス料及び振込手数料
広報費	平成 30 年 2 月 15 日	32,832	吹田新選会会派ホームページ管理更新サービス料及び振込手数料
広報費	平成 30 年 3 月 9 日	32,832	吹田新選会会派ホームページ管理更新サービス料及び振込手数料

(オ) クリエイティブクラウドの年間利用料 64,540 円

経費区分	支出年月日	金額 (円)	支出内容
広報費	平成 29 年 4 月 1 日	64,540	クリエイティブクラウド年間利用料

(3) 政務活動費に係る議会事務局の検査について

本件における議会事務局の検査内容について聴取したところ、概ね次のとおりでした。

ア 収支報告書等の検査について

条例第 7 条及び施行規則第 6 条により、政務活動費の交付を受けた会派の代

表者は、年度終了後 30 日以内に、収支報告書等を議長に提出することとなっています。

議会事務局では、第 2 四半期終了後（会派から領収書等の証拠書類が添付された支払伝票及び会計帳簿が閲覧に供されたとき）及び毎年度終了後に、複数の職員で検査を行っています。主な留意事項として、①取扱要領に則した支出が行われているか、②支払伝票に科目（項目）や金額等の記載誤りがないか、③領収書等の証拠書類、添付義務書類が正しく添付されているか、④領収書の但し書きで支払内容が把握できるか、⑤出納簿の記載誤りがないか、⑥代表者と経理責任者の押印漏れはないかなどを検査し、各会派に対し、支出が認められないものや修正が必要な箇所等を伝え、各会派が修正等を行った後も再度チェックを行っています。

#### イ 研修費に係る検査について

会派議員が参加する研修会等に係る参加費等に研修費として政務活動費を充当する場合は、市政に関するもの、市議会議員として資質向上に資する内容であることを基準としています。そして、交通費等の支出のために出張届が提出されている場合は、研修後に提出される出張報告書によって、研修内容や受講した事実を確認しています。

また、通信による研修の受講については、インターネット等で内容を確認するとともに、研修報告書や経理責任者に説明を求めることで確認しています。

#### ウ 広報費に係る検査について

広報費については、てびきに記載されている支出の留意点として①記載内容は、市政に関する調査研究などの広報及び市議会における審議の経過、結果な

どの報告を中心とする。②発行者が会派であることが明確なものとする。となっています。①については、ホームページ、広報紙ともに、「市政に関する調査研究などの広報」、「市議会における審議の経過結果などの報告」が9割程度を占めているかが、まず第一の判断となります。次に、それらの審議を行った、また調査研究している会派や所属議員についての情報も、市議会における質疑の意図を市民に正確に伝えるには必要な情報であると考え、顔写真や名前、経歴、活動内容について、必要最低限で掲載することは、報告の一部として可と判断しています。ただし、ホームページの場合、全体をどこまでの範囲とみるのかで判断も分かれるため、あくまでも説明責任は会派にあるとの認識のもとで、議会事務局の検査はトップページを主に行っています。

リンクバナーについては、会派の関係機関等を閲覧者にお伝えするのみであり、バナー先の画面については管理も明確に分かれることから、リンクバナーの掲載は問題ないと考えており、個々に検討はしていません。リンクバナー先は、会派ホームページの管理下ではないとして、掲載内容の確認は行っていません。

検査の時期等については、第2四半期終了後及び年度終了後の時点で、会派ホームページが存在しているか、更新が行われているか、市政に関する調査研究等の広報及び市議会における審議の経過結果等の報告となっているか、について、トップページを主に目視で確認しています。

また、広報紙の印刷代の支出に当たっては、印刷物の現物を添付する必要があることから、添付された現物を確認し判断しています。

#### (4) 関係人調査について

本件監査請求に係る関係人調査において、本件会派から提出及び回答があった

内容の要旨は、次のとおりです。

ア 提出資料について

本件会派ホームページ管理更新委託業務の契約内容が確認できる書類として、「ご契約内容」の写しが提出されました。

当該写しには、対象サイトとして「<https://www.suita-shinsenkai.jp/>」、メールアドレス管理「無」、ドメイン管理「有」、レンタルサーバー管理「有」等と記されており、その他には、「新選会通信の更新」、「メンバーの追加および更新」等の7つの「特記事項」、契約金額が「30,000円（税抜）」であることが示されています。

イ 本件会派ホームページの掲載内容に対する掲載期間について

本件監査請求に係るリンクバナー等の掲載期間について回答があり、その内容は下表のとおりです。

項番	掲載内容	掲載期間
①	「2017.10.27 足立 他の自治体の選挙の応援に行く理由」（新着ブログ一覧）	2017年10月～2019年5月
②	「カンパのお願い」のリンクバナー	2011年3月～2019年4月
③	「龍馬プロジェクト」のリンクバナー	2010年11月～
④	「■■■■■■■■」のリンクバナー	2010年11月～
⑤	「mixi 吹田しゃべり場」のリンクバナー	2010年11月～2019年2月
⑥	「前吹田市議会議員石川勝」のリンクバナー	2011年5月～2019年2月
⑦	「株式会社■■■■■■■■」のリンクバナー	2010年11月～2019年2月
⑧	「■■■■■■■■■■」のリンクバナー	2010年11月～2019年2月
⑨	「ホームページ制作会社■■■■■■」のリンクバナー	2010年11月～
⑩	「寄付のお願い」「吹田新選会政治活動に関する寄付のお願い」「頂いた寄付の活用方法」「寄付の方法」	2011年3月～2019年4月
⑪	「龍馬プロジェクトPRESS」	2011年12月～
⑫	「龍馬プロジェクト×吹田新選会」	2011年4月～
⑬	「ユーストリーム」「リアル」	2011年1月～
⑭	「リンク集」「応援バナー」	2011年1月～2019年2月

## 2 判 断

請求人は、政務活動費を充てることが適当でない第4監査の対象の1から5までの財務会計行為について、政務活動費が支出されたことは、違法不当な公金の支出に当たるため、本国会派に対し当該支出相当額の返還を請求するなど必要な措置をとるよう市長等に勧告することを求めるよう主張しています。

政務活動費については、平成22年3月23日の最高裁判所の判決（平成21年（行ヒ）第214号）において、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである」とし、政務調査費に係る支出が、政務活動のための必要性に欠けるものであったことがうかがわれる場合には、特段の事情のない限り、これを使途基準に合致しない違法なものと判断されることになるとしています。

そして、平成21年12月17日最高裁判所判決（平成20年（行ヒ）第386号）においては、政務調査費の使途制限適合性は、政務調査費の具体的な目的や内容に立ち入っての審査の予定はしていない旨を判示しています。

また、平成25年1月25日の最高裁判所の判決（平成22年（行ヒ）第42号）においては、「議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないものというべき」と判示しています。

これらのことから、議員の政務活動は多岐にわたり、議員が十分に役割を果たすには自主性、自立性が尊重されなければならないことを勘案すれば、個々の経費の支出については議員の裁量的判断に委ねられるものであるが、一方で、政務活動費が使途を限定して交付される公金であり、残余があれば返還しなければならないとされていることからすれば、政務活動費が政務活動との間に合理的関連性が認めら

れない行為に関する経費に充てられた場合は、これらに相当する額について返還を求める措置を講じる必要があります。

したがって、本件の監査に当たっては、これらの考え方にに基づき、本件支出に係る内容と政務活動との合理的な関連性を確認したうえで、使途基準に反する違法又は不当なものであるか否かを判断しました。

#### (1) 本件支出に係る使途基準について

政務活動費を充てることのできる範囲については、条例第5条の中で、「会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民の福祉の増進を図るために必要な活動に対して交付する」とされています。

まず、研修費については、取扱要領において、「研修会の開催に要する経費及び会派以外の者が開催する研修会への参加に要する経費」となっており、主な例として、講師謝礼、会場費、参加費等があげられています。

また、平成19年2月9日の札幌高等裁判所の判決（平成17年(行コ)第14号）においては、「様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」とされています。

次に、広報費についても、取扱要領において、「会派の活動及び市政に関する市民への報告に要する経費」となっており、主な例として、広報紙・報告書等印刷費、ホームページ関係費等があげられています。また、てびきによると、広報費の支出に当たっての留意事項として、「記載内容は、市政に関する調査研究などの

広報及び市議会における審議の経過、結果などの報告を中心とする。」及び「発行者が会派であることが明確なものとする。」とされています。

また、取扱要領には、政務活動以外の活動にも使用されることが明確で、政務活動費と区分することが困難な経費については、按分率や上限額を設けていますが、広報費については按分の定めはなく、一方で政党本来の活動に属する経費、選挙活動に伴う経費等については、政務活動費の対象外となります。

これは、本市においては政党本来の活動に属するものや選挙活動に関する記事が一部でも掲載されている場合、按分が定められてない以上、広報費として政務活動費の充当を認めないとするものと解され、この基準は、按分により一部政務活動費の充当を認めている他市等よりも厳しいものとなっていると考えられます。

広報費に関する判例としては、平成 25 年 1 月 31 日の名古屋高裁判決（平成 23 年（行コ）第 35 号）において、「議員の広報活動は、選挙民を主たる対象として、その時々、政治的、行政的課題についての自己の見解や活動内容を明らかにし、逆に選挙民等から示された反応や意見をその後の活動に反映させることにより、自分に対する支持や理解を取り付けることが主たる内容となるものである。そのため、議員の広報活動は、政治活動、後援活動としての性格を併有する場合もあり、支持者の拡大を図るという機能を有する面もあることは否定し難い。しかしながら、現代における政治的、行政的課題の相当部分は、最終的には主権者である有権者が示した意向に沿って取り組まれるべきものである上、その前提として有権者に対して様々な情報が提供され、適切な判断が形成される必要があることもいうまでもないから、議員の行う広報活動も、このような相互作用が全く期待できないようなものでない限り、議員の有する広範な職責を果たすために有益な政務活動に当たり、そのための費用は、政務活動費の本来の趣旨・目的に沿った支出でないとはいえない。」とされています。また、平成 30 年 5 月 24 日の東京高裁

の判決（平成 29 年(行コ)第 229 号）〔原審：平成 29 年 6 月 29 日宇都宮地裁（平成 23 年(行ウ)第 8 号）〕においては、「広報紙やホームページの内容に、調査研究の前提として必要とされる広報活動に該当する部分と、議員個人の宣伝や講演会活動、政党活動、選挙活動に該当する部分が併存する場合、適切な比率により按分がなされて政務調査費が充当されている必要がある。ただし、議員の行う公的活動には政務調査活動と政務調査以外の政治活動があり、ホームページにおいても、通常は、政務調査活動についてスペースを割いていると推認される一方で、政党活動や議員個人の宣伝等、政務調査に関するものとはいえない情報にもスペースが割かれていると推認されるから、特段の事情が立証されない限りは、50%で按分し、その限度を超えた支出は違法というべき」と判示しています。

本件については、政務活動費を充当することが違法な公金の支出と解されると請求人が主張している財務会計行為について、以下個別に検討しました。

## （2）イシキカイク大学第 1 期通信コースの講座受講費用について

（請求人の主張）

請求人は、石川や足立がイシキカイク大学で受講した講座は、自己実現、他国の歴史、誰がテロ組織を支援しているか、アルカイダの生い立ち、孫子、投資家脳等に関する講座であり、いずれも、吹田市政との関係性は希薄であるというべきであるから、これらの受講費用に政務活動費を充てることは不適切であり不法行為というべきであると主張しています。

また、請求人は、講座受講費用の支払い先について、過去に本件会派に所属していた元議員が代表者を務める■■■■■■株式会社であり、当該支出は外形的に政務活動との合理的な関係性は乏しく、自己啓発的な意味合いが強いことから、私的な経費ないし本件会派の元議員が代表者を務める会社への利益供与、あるいはそ

の両方と解すべきであるため、政務活動費を充てることは違法と解すべきと主張しています。

(判断)

本件研修費の支出については、イシキカイカク大学の当該通信講座の受講後に会派議員から受講に関する報告を議会事務局は受けていることや、議員の政務活動が様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であるという前述の札幌高裁の判示からも、受講講座の内容が多岐にわたる当該通信講座を本件会派議員が受講したことは、使途基準に反するとは言えません。

また、請求人が、講座の受講費の支払先が、過去に本件会派に所属していた元議員が代表を務める会社であることから、本件支出が元議員への利益供与に当たるとも主張しています。条例第5条別表によると、政務活動費を充てることのできる範囲については、「会派以外の者が開催する研修会への参加に要する経費」とされているにすぎず、当時、本件会派に所属していない元議員が代表を務めている会社が開催する講座を、本件会派議員が受講し政務活動費を充当したこと自体に何ら問題は認められません。そして、本件会派議員が受講費用を当該会社に支払ったことをもって、直ちに元議員への利益供与に当たるとまでは認められず、また利益供与と認めるに足る証拠も見当たらないことから、請求人の推測にとどまるものであると言わざるを得ません。

なお、請求人は、補足説明の中で、イシキカイカク大学に参加すればDVD「日本近現代史」前篇を無料でプレゼントとして受取ることができるとされていることをもって、本件講座を受講した議員が、吹田市政と合理的な関連性が乏しいDVDを政務活動費を使って無料で入手した可能性は否定できないと述べていますが、たとえそうであったとしても、このことにより、本件研修費の使途の適正性が否定されるものではありません。

(3) 本件会派通信 vol. 35 に地域政党サミット西日本分科会の開催や、議会活動の報告とは合理的な関連性が乏しい議員個人の挨拶文等を掲載したことについて

(請求人の主張)

本件会派通信 vol. 35 には平成 30 年 4 月 15 日「地方政治について考える」(仮)として、講演が開催されることが記載されていますが、このイベントに参加した請求人によると、地域政党の紹介や地域政党の選挙に関する情報の案内等が行われており、当該イベント部分に政務活動費を充てることは違法な目的外支出であると主張しています。

また、本件会派通信 vol. 35 に議員個人の挨拶文等の私的な内容等を掲載したことに対して、広報費として印刷代を政務活動費から支出したことが違法な公金の支出であると主張しています。

(判断)

本件会派通信 vol. 35 には、講演会とみられる行事の開催予定が掲載されていることが見受けられます。請求人は、実際に当該行事に参加したところ、当該行事が地域政党サミット西日本分科会として開催されていたものであり、地域政党を応援していく趣旨の行事であったことから、政務活動費が充当されている会派の広報紙に当該行事に関する内容を掲載したことは、使途基準に反するものと主張していると解します。

このことについて、議会事務局が本件会派に確認していた内容を聴取したところ、当該広報紙の作成段階では当該行事の内容が未確定であったため、「地方政治について考える」(仮)という表記で掲載していたものの、広報紙発行後に、当該行事を本件会派主催ではなく、地域政党サミット西日本分科会として開催することが決まったとのことであり、議会事務局の判断としては、本件会派が広報紙発行時点では行事内容が未確定であったことから演題に(仮)と表記したものであり、この文

言による掲載自体が、地域政党サミット西日本分科会に政務活動費を充当したことには当たらないとしています。

これらのことを踏まえ本件について検討したところ、まず、地域政党サミットは地域政党連絡協議会とのことであり、「地域政党の活動を盛んにすることで、地域住民が自ら治める「自治」を実現し有権者の選択を増やし、地方議会と地方自治を活性化することを目指している」としていることが確認できます。本件行事については、実際には地域政党サミット西日本分科会 vol. 3 として開催されており、講演内容については、政務活動に資すると思われる行事のほかに、地域政党代表によるリレー講演等、政党活動との関連性を否定できない内容も含まれていると見受けられることから、本件行事については政務活動に該当するものとそうでないものが混在している可能性があるものと思料されます。一方で、本件広報紙において仮称となっている演題からは、政務活動との関連性を否定し得るほどの記載は何ら見受けられません。これらの相違が生じていることについては、会派広報紙として市民に誤解を与えるものであったという点で不適切であることは否めないものの、広報紙発行後に行事の主催者が変更となり、それに伴い行事の詳細が変わったというやむを得ない事情によるものと思料されることから、本件会派通信 vol. 35 に記載されている掲載内容をもって直ちに用途基準に反するとまでは言えません。

次に、本件会派通信 vol. 35 に、本件会派議員の「個人的な話で恐縮ですが」と個人の経験に基づく内容が含まれている記載があったとしても、直ちに政務活動との関連性を否定されるものではなく、当該掲載内容全体から判断しても、政務活動とは関係のない専ら私的な内容を述べているものとは認められません。また、同会派通信紙面において、あいさつの占める割合が多く個人的な内容であるという主張については、当該あいさつが会派の活動や今後の取組を知らせるための記事であるという側面を有することも否定できないものであり、専ら個人の宣伝を目的とした

ものとまでは認め難いことから、使途基準に反するものとは言い切れません。

したがって、本件会派通信 vol. 35 の印刷代に政務活動費を充当したことについて、違法又は不当な支出であるとまでは認められません。

なお、請求人は本件会派が、市民の税金を遣って本件イベントの告知、宣伝を行い、本件イベントを開催し、収益を得ようとしていた可能性は否定できないし、また、実際に収益を得ていた可能性も否定できないとしていますが、当該行事は会派が主催したものでないことから、収益についてはあくまで仮定の話に過ぎません。

また、本件会派の行為が、公職選挙法の規定に違反するか否かの点については、職員措置請求（住民監査請求）において判断するものではありません。

(4) 本件会派通信 vol. 36 に政党のロゴが必要程度を超えた大きさを複数掲載したことについて

(請求人の主張)

請求人は、本件会派通信 vol. 36 に政党のロゴが必要程度を超えた大きさを複数掲載されるなど、不適切な記載があるにもかかわらず、広報費として政務活動費から支出したことは違法であると主張しています。

(判断)

会派広報紙に政党のロゴが掲載されていることについては、そのことが直ちに政党のための活動と見なされるというものではなく、ロゴはその大きさ、デザイン、色等により、与える印象が大きく異なってくることから、掲載された政党のロゴの形態により、政党の宣伝行為と認められる程度のものであるか否かを判断されるべきものと思料されます。

本件会派通信 vol. 36 のロゴについては、請求人が言うところの必要程度を超えたものかどうかについては、客観的な基準は存していませんが、本件ロゴは、記事

の見出しの文字と一部重なった形で背景のように配置されており、背景と濃淡をつけた同系色となっていることなど、大きさに比して特段目立った印象を与えるほどのものではないことから、その大きさと数量のみをもって直ちに政党の周知や宣伝を目的としたものとは言いきれません。

しかしながら、本件会派通信 vol. 36 には、その両面併せて 3 か所に「地域政党 吹田新選会」と表記されていることが認められます。取扱要領によると、広報紙等として認められる範囲については、「発行者が会派であることが明確なもの」と規定されているところ、本件会派通信 vol. 36 については、地域政党名の表記があることにより、発行者が地域政党であるとの体裁となっていることは否定できないことから、本件会派通信 vol. 36 については、使途基準に反するものであると言わざるを得ません。

(5) 本件会派ホームページの不適切なリンクバナー等に政務活動費を充当していることについて

(請求人の主張)

ア 会派ホームページの「メンバー新着ブログ一覧」において「2017. 10. 27 足立他の自治体の選挙の応援に行く理由」との記載が確認できる。足立個人が他の自治体の選挙の応援に行くことは、吹田市政との関連性が認められず、足立個人の政治活動を紹介し、宣伝する内容となっており、このような行為は不適切であり不法行為というべきである。

(判断)

アについては、本件会派ホームページに掲載されている「メンバー新着ブログ一覧」の各記事の見出しを選択すると、本件会派ホームページとリンクされている本件会派議員の個人ブログの当該記事が閲覧できるようになっているもので

すが、足立前議員（以下「足立氏」という。）は本件監査の時点においては本件会派の議員ではないため、本件会派ホームページのブロッグ一覧からは足立氏の作成した記事へのリンクは削除されています。したがって、請求人が指摘する記事について、請求人が提出した証拠書類及び足立氏の個人ブログにより確認したところ、「他の自治体の選挙の応援に行く理由」との見出しで、他の自治体の町長選挙の立候補者の応援に行ったことや、その行った理由等が、その様子を伝える写真とともに掲載されています。

これらについては、足立氏の個人ブログの掲載記事であり、本件会派ホームページ自体に掲載されているものではなかったものの、本件会派ホームページの「メンバー新着ブロッグ一覧」には、「他の自治体の選挙の応援に行く理由」との見出しを載せ、どういった記事かが分かる形で表示されており、また、当該見出しを選ぶと本件記事に直接リンクする仕組みとなっていることから、これら政務活動との関連性が認められない個人的な活動に関する記事を、本件会派ホームページに見出しとして載せ、かつ当該見出しから直ちに当該記事を開覧できるようにされていたことは、使途基準に反するものであると言わざるを得ません。

(請求人の主張)

イ 会派ホームページにおいて、掲載記事から同会派の所属議員の個人ブログにリンクできるものもあるが、2017年1月29日「2017.01.29 後藤 家族制度」から同年8月24日「2017.08.24 足立 全国都市監査委員会総会・研修会」までの間に同会派の所属議員のブログが新たに作成されていないことが推認される。

また、会派ホームページの「吹田新選会イベント一覧」という記載があるが、今後開催予定のイベント、過去に開催されたイベント、いずれも一切記載されていないことが確認できる。

次に、会派ホームページにある議会質問のページにおいて、2013 年の後藤の欄には何も掲示されておらず、2014 年の足立の議会質問のリンクが一切掲示されていないことが確認できる。

(判断)

イについて、まず請求人は、本件会派ホームページの「メンバーの新着ブログ一覧」を見て、本件会派議員がその個人ブログの記事を更新していないことが推察されたことから、そのことを問題視していると思料されますが、これらブログについては、本件会派ホームページとリンクされているものの、本件会派ホームページとは管理が異なる個人ブログに掲載されているため、本件政務活動費の使途の適正性を判断する要素とはなり得ません。

次に請求人は、本件会派ホームページの「吹田新選会イベント一覧」のページに、イベントが全く掲載されていないこと及び「議会質問」のページの更新が長期間されていないことを指摘していますが、このことは、政務活動費が充当されている会派の広報のあり方として極めて不適切であると言えるものの、本件会派ホームページ管理更新料にはホームページの維持管理に関する費用も含まれていることから、たとえ本件会派ホームページの一部が更新されていない状態であったとしても、そのことをもって直ちに違法又は不当な支出であるとまでは言えません。

(請求人の主張)

ウ 会派ホームページにおいて、政治団体である龍馬プロジェクトのリンクバナーを設置し、龍馬プロジェクトの宣伝を行ったり、政治団体として寄付を募ったりしている。これらは政務活動費を充当することが適当でない記載であるので、違法である。

(判断)

ウについては、本件会派ホームページにおいて、龍馬プロジェクトのリンクバナーが設置されていることが認められます。龍馬プロジェクトは平成 22 年に当時本件会派に所属していた議員が中心となって設立された、全国の若手政治家らで組織された政治団体であり、構成員には国会議員、首長、自治体の議員らが名を連ねていることが、同団体のホームページで確認できます。したがって、同団体は政党ではないものの、前述のとおり本件会派と合理的な関連性があることは否定し難いことから、使途基準に反するとまでは言えません。なお、リンク先のホームページの記載内容については、本件会派ホームページとは管理者が異なっているため、判断していません。

(請求人の主張)

エ 会派ホームページにおいて、リンクバナーを設置し、「カンパのお願い」「新選会は自慢じゃないけどお金も組織もない」という文言を 100 円玉の画像と併せて掲載し、寄付金を募っていることが確認でき、このような行為は不適切であり不法行為というべきである。

(判断)

エについては、本件会派ホームページの「カンパのお願い」のリンクバナーは現在削除されています。提出された資料により、「カンパのお願い」のページや本件会派ホームページのトップページから入れる「新選会とは」、「基本政策」、「議会質問」、「所属議員」、「イベント案内」、「ユーストリーム」、「リンク集」等のページにおいて、「政治活動に関する寄付のお願い。100 円だけでも構いません！」など直接カンパを求める文言を確認することができます。現在、この記載は削除されており、本件会派ホームページでは確認できませんが、政務活動費が充当された本件会派ホームページにおいて政党や会派に寄付を募るリンクバナー





て政務活動費が充てられてきている。石川が会派に所属しておらず落選中の時期に石川個人のリンクバナーを会派ホームページ設置し、政務活動費が充当された会派ホームページにて宣伝し続けてきたというべきであり、このような行為は不適切であり不法行為というべきである。

(判断)

カについては、「前吹田市議員石川勝」のリンクバナーは現在削除されていますが、請求人から提出された資料によると、ホームページのトップ画面にリンクバナーが貼られていることが確認できます。現在、このホームページは検索しても確認できませんが、本件会派の所属議員ではない個人のリンクバナーであり、政務活動との合理性が認められず、使途基準に反すると言わざるを得ません。

(請求人の主張)

キ 会派ホームページにおいて、「所属議員のイベント案内」や「新選会通信」と記載されたページの「龍馬プロジェクト PRESS」、「龍馬プロジェクト×吹田新選会」等の箇所から政治団体の広報物、あるいは選挙に関する広報物がダウンロードできる状態にしていることは、不適切であり、不法行為というべきである。

(判断)

キについては、本件会派ホームページのイベント一覧のページから目次の欄に「龍馬プロジェクト PRESS」及び「龍馬プロジェクト×吹田新選会」の記載が認められます。当該目次の「龍馬プロジェクト PRESS」の記事内容欄から「龍馬プロジェクト PRESS No. 1」、同目次「龍馬プロジェクト×吹田新選会」の記事内容欄の「VOL. 1 吹田に地域政党誕生」、「VOL. 2 相関図につき！」及び「VOL. 3 吹田の新しい選択」からそれぞれ「龍馬プロジェクト×吹田新選会 PRESS」という本件会派と政治団体が発行した広報紙を見ることができるようになっており、これら

の広報物が本件会派ホームページに掲載されていることは、政治活動との関連性を否定できないものであることから、使途基準に反するものと言わざるを得ません。

(請求人の主張)

ク 会派ホームページにおいて、「ユーストリーム」のページに石川が吹田市長選挙を戦うにあたって作成された番組を広報してきたページである。

(判断)

クについては、本件会派ホームページの「ユーストリーム」のページを確認すると、上部に「リアル」と記載された表記が確認でき、その下に放送日程として日付、時間等とともに動画へのリンクが掲載されています。また、「リアル」と表記された横には「吹田市長選挙 新選会」の記載が確認でき、動画の説明が記載されている中に「龍馬プロジェクトから統一地方選に立候補を表明している(略)、石川勝(吹田市)が大阪に集結し、熱い想いを語る!」という内容が確認できます。これらは選挙活動のためのものであることを否定できず、使途基準に反するものと言わざるを得ません。

(6) クリエイティブクラウドの年間利用料を政務活動費から充当したことについて

(請求人の主張)

請求人は、アドビ社の提供するクリエイティブクラウドによって、ビラや政党のロゴ、看板などの広報物のデザインを作成することができる。本件会派は、クリエイティブクラウドを使用し、政務活動費を充当することが適切でない広報物を作成したと解すべきであり、64,540円の支出は違法と解すべきであると主張しています。

(判断)

このクリエイティブクラウドの具体的な用途について、議会事務局が本件会派に確認した内容を聴取したところ、会派の広報物を作成するために使用されているとの回答を得ています。

したがって、クリエイティブクラウドを使用して作成した本件会派の広報物について、もしそれが政務活動費の用途に合致しない内容のものであったとすれば、当該クリエイティブクラウドについても用途基準に合致しているとは言い難いところ、上記(4)において、本件会派広報物である本件会派通信 vol. 36 が用途基準に反したものであったことが認められることから、本市では広報費において経費の按分について定められていない以上、このクリエイティブクラウドに関する経費についても、用途基準に反するものであると言わざるを得ません。

#### (7) 小 括

以上の検討の結果は、次のとおりです。

ア 上記(2)のイシキカイカク大学第1期通信コースの講座受講費用及び同(3)の本件会派通信 vol. 35 の印刷代金については、いずれも政務活動費の用途基準に反しているとは認めることはできませんでした。

イ 上記(4)の本件会派通信 vol. 36、同(5)の本件会派ホームページの掲載内容及び同(6)のクリエイティブクラウドの具体的な用途については、いずれも政務活動費の用途基準に反する内容が見受けられました。それぞれの経費については以下のとおりです。

(ア) 本件会派通信 vol. 36 の印刷代金 652,687 円 (広報費)

(イ) 本件会派ホームページ管理更新サービス料及び振込手数料

32,832 円×12 か月分 計 393,984 円 (広報費)

(ウ) クリエイティブクラウド年間利用料 64,540 円 (広報費)

(エ) 上記 (ア)、(イ) 及び (ウ) の合計は 1,111,211 円です。

なお、広報費については按分の定めはないため、全額を政務活動費の使途基準に反するものと認めざるを得ないものです。

### 3 結 論

以上のとおり監査した結果、本件政務活動費の広報費に係る請求の一部には理由があると認められるため、法第 242 条第 4 項の規定により市長に対して次のとおり勧告し、その余の広報費に係る請求及び研修費に係る請求については棄却し、その余の請求については却下します。

### 第 6 勸 告

市長に対し、令和元年 9 月 24 日までに、吹田新選会に交付した平成 29 年度の政務活動費のうち、使途基準に反するものと判断した金額 1,111,211 円について、当該会派に対して返還を求めるなど、必要な措置を講ずること勧告します。

なお、勧告に基づき講じた措置は法第 242 条第 9 項の規定により、当職に通知してください。

### 第 7 意 見

本件監査において、広報費の支出に関し、使途基準に反する内容が見受けられたことから、本市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することとなりました。

本市においては、広報費について按分の考え方が採用されていないことから、政務活動に当たらない内容が会派のホームページや広報紙に掲載されている場合は、当該

経費の全額を政務活動費として充当することは適切ではありません。しかしながら、政務活動とそれ以外の活動が混在していることから、それらを明確に区分することは、極めて困難な作業が伴うものと思料されます。この点については、実情にあった按分の考え方の導入等、さらなる検討が求められます。

次に、ホームページのリンクバナーの設置については、政務活動費の使途基準との合理的関係性が求められることから、適正かつ慎重な選定と運用が求められます。

また、広報紙の印刷代の支出については、添付された印刷物の確認を慎重に行い、政務活動費の使途基準に合致した内容であるかを厳正に検査されることが求められます。

これらのことについては、社会経済情勢の変化や判例等の動向に注視するとともに、関係規程の精査を行うなど、制度のさらなる改善を図ってください。

議会におかれましては、今後とも、その自律的な判断と責任のもと、同様の疑義を市民に抱かれることのないよう、透明性の確保に努め、より厳しい認識をもって適正な執行に努められることを望むものです。